

19 練危防第 20201 号
平成 19 年 9 月 14 日

練馬区安全・安心協議会会長 殿

練馬区長 志 村 豊志郎

「練馬区安全・安心協議会」への諮問について

「練馬区民の安全と安心を推進する条例（平成 16 年練馬区条例第 54 号）」
第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

別紙のとおり

2 答申について

平成 20 年度末を目途に答申いただくようお願いします。

1 諮問事項

情報通信技術を活用した防犯防火区民緊急通報体制の確立について

2 趣旨

「自分の安全は自分が守る」という考え方のもと、練馬区では地域の方々の防犯防火に対する自発的な行動を支援するという立場に立って、各種の施策を実施してきました。これらの地域の方々が自発的・積極的に実施する防犯防火対策の成果として、区内の犯罪発生件数は近年減少傾向にあるといえます。

しかし一方で、時間的・財政的な制約から、自主的な防犯防火対策を講じることができない区民も多数いることも事実です。このような自主的な対策を実施できない区民に対応するためには、区が独自の防犯防火施策を行っていく必要があると考えています。

区では、所有する安全・安心パトロールカーを使用し、小学校周辺の通学路や公園等において、委託警備員による 24 時間区内巡回パトロール事業を平成 16 年 4 月から実施しています。区内をパトロールカーが巡回することによって、防犯防火の大きな抑止力になっていると、区民はもとより、警察署・消防署からも大きな評価をいただいているところであります。

ただその一方で、せっかく 24 時間区内を巡回しているのだから、ただ巡回するだけでなく、危険な目に遭遇している区民からの情報を受け、ただちに駆けつけるなどの付加価値をそこに付けることはできないか、との意見も区民の中からもいただいているところであります。

情報通信技術（ICT）は近年格段の進歩を遂げていると聞いています。練馬区でもその技術をいち早く活用し、メールアドレスを登録いただいた区民のパソコンや携帯電話に、防犯防火に係る情報をメールで送信するという「ねりま安全・安心メール」といった事業を平成 17 年 11 月から開始し、現在 12,000 名以上の区民の方に登録いただいているところであります。

しかしこの事業は、区民への情報の送信といった一方向性の域を出ず、ICTの持つ最大の特性である「双方向性」を生かしきれていないといった実態があります。区民からの情報の送信を区が即時体制で受け、区がその情報をもとに迅速に対応する。これこそが ICTの持つ本来の機能を生かすことであると考えています。

防犯防火の分野において、ICTを活用して区民からの緊急通報体制を確立するため、パトロールカーの有効活用といった一面も視野に入れながら、区民のニーズや警察署や消防署といった関係機関との連携もふまえながら、区はいかなる施策を今後展開すべきか、その具体的手法について諮問するものです。